都市における歴史的景観特性の把握手法に関する研究

Research on methods of understanding to Urban Historical Landscape Characterisation

（研究期間　令和４年度～令和６年度）

社会資本マネジメント研究センター	室　　長	松本　浩
緑化生態研究室	Head	Matsumoto Hiroshi
Research Center for Infrastructure Management	研　究　官	飛田　ちづる
Landscape and Ecology Division	Researcher	TOBITA Chizuru

This research to scrutinize “Japanese HLC” and organize current situation of relevant laws in the municipalities with “Rekimach” plan certified & before certified. The result was conducted situation and ingenuity of them. Additionally, public web site of “Rekimachi” was revised.

［研究目的及び経緯］

令和４年度から、多様な制度を活用して歴史的資源の保全・活用を行う所謂「歴史まちづくり」において歴史的な資源の所在や歴史的な区域を踏まえた計画の検討に用いられる技術資料案の作成を目的として「歴史的景観特性(Historic Landscape Charactrisation(HLC))」の把握手法案と「歴史まちづくり」に関連する施策の活用について検討している。

本研究で扱う歴史的景観特性の把握手法は、1990年代に英国で提唱された。これは、可能な限り新しい地図を基に古い地図等を重ね合わせ、変化していない箇所（以下、不変箇所）を抽出する方法であり、日本の都市における有効性は先行研究で試みられている。日本の文化財保護法で担保される歴史的資源関連の調査においても、同様の考え方が見られ、かつ「歴史まちづくり」において先行する文化財調査との連携が求められることから、先行調査の成果を地図に落とし込む段階を設けた（日本版HLC)。並行して、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、歴史まちづくり法）を含め、行政職員が地域の歴史的資源を活かして「歴史まちづくり」に取り組む際、地域全体を歴史的資源の保全・活用の観点から概観し、庁内の他部署等に保全・活用する範囲を説明する際の基礎資料となることを目指すこととした。

同時に、「歴まち」情報サイト更新のため各認定都市に調査票を送付し、データベースを修正した。

［研究内容］

歴史的景観特性の把握手法案の試行とともに、「歴史まちづくり」に関連する法令、施策を、目的と内容から分類した。次に、調査対象とした自治体を、歴史まちづくり法に基づく歴史まちづくり計画（以下、歴まち計画）認定済みの自治体４箇所、認定意向のある自治体４箇所の合計８箇所（**表-1**）とした。聞き取りは、歴史まちづくり担当部署へ行い、同時に歴まち計画上の重点区域において、日本版HLCの有効性を検証した。なお、調査対象とする自治体は、地図上の作業について検証できる、及び「歴史まちづくり」に関連する法令の検証を行えるという二つの観点から選択した。

1.　歴史的景観特性の把握手法案の試行と検証

事前準備として調査対象の自治体に関し日本版HLCを行い、歴史的景観特性の見られる範囲を示す地図を作成した。その後、現地調査において日本版HLC試行結果と現地の状況の照合、及び現地調査にて確認できる、既存調査で対象とされていない歴史的資源の有無の確認を行った。

2.　「歴史まちづくり」に関連する法令、施策の実態調査

事前準備として、各自治体の「歴史まちづくり」に関連する法令の運用状況を整理し、法令及び施策について、自治体での開始年度と終了年度を示す表を作成した。現地調査では、作成した表を用いて、施策名称、開始年度、終了年度、書簡部署名について、自治体の「歴史まちづくり」担当部署に確認した。なお、関連法令は、一定の区域の面的な保存整備と歴史的資源の整備、活用を行える歴史まちづくり法、景観法、文化財保護法などを対象とし、事業レベルで20種類とした。

3.　その他の調査

各自治体への聞き取り調査に於いて、「歴史まちづくり」に取り組む経緯や背景、人材育成や歴史まちづくりの周知、広報活動などの状況を聞き取った。

4.　有識者からの意見聴取

日本版HLCの説明、及び必要な資料や史料、歴史的資源の捉え方、面的な歴史的資源の保全・活用を行う際の行政、地域住民の間での関係構築、保全・活用のための保存団体の重要性、継続の際の要点等について意見聴取を行った。また、保全・活用の対象とする歴史的資源の時代の考え方、例えば、1970年代以降の歴史的資源の歴史まちづくり上での捉え方についても、意見を聴取した。

［研究成果］

1.　歴史的景観特性の把握手法案の試行

表-1 の 8 市町村に於いて、日本版 HLC を行った結果として示された不変箇所は、基本的に歴史まちづくり計画の重点区域や他の面的保全・活用計画の範囲に含まれていた。なお、歴まち計画では地域の歴史的風致として祭礼も含まれ、祭礼の行われる区域も重点区域とできる。そのため、地図上で不変箇所のみを抽出する日本版 HLC と重点区域の範囲に齟齬が生じる場合もあった。また、GIS で不変箇所を特定する際に、システム上で一定の区画を囲う四角形の最小は 100m 四方であるため、実態と齟齬の生じる可能性も含めて地図を見る必要があると考えられる。以上から、日本版 HLC は、先行調査の確認、祭祀を所管する部署との連携、及び歴史的資源の知見を持つ専門家による現地調査と組み合わせて用いる必要があるといえる。

2.　歴史まちづくりに関連する法令、施策の実態調査

調査対象とした市町村の運用する「歴史まちづくり」に関連する法令の実態については**表-1** のとおりである。

全体を概観すると歴まち計画認定済みと認定意向のある自治体の差異は、大きくない。

歴史まちづくり法は平成 20 年に施行されたが、他の法令の多くが大正から昭和にかけて施行され、歴史的な資源の保全や活用は、大正以降に始められていたこと、現在「歴史まちづくり」に取り組む自治体は、既存の史的資源を保全・活用する一つの方法として歴史まちづくりに取り組んでいることが大きな要因と考えられる。従って、歴史まちづくり計画を作成する自治体職員は、「歴史まちづくり」に関連する法令を把握し、自治体の状況や将来像に合わせて事業を展開する知見が求められていると考えられる。

3.　歴史まちづくりのための人材育成や普及啓発

「歴史まちづくり」は継続性と地域住民や地元関係者の理解が求められるため、「歴史まちづくり」に関する人材育成や普及啓発活動についても、調査対象の自治体の「歴史まちづくり」担当部署に聞き取り調査を行った。対象者別、目的別の取り組みは**表-2** のとおりである。全ての自治体で、多様な年代の地域住民と来訪者を対象とした複数の取り組みが行われていた。また、行政内の人材育成と共に、地域の人材育成や来訪者増加を目的とした周知活動も行われていた。なお、行政内において学芸員の採用や、類似分野での継続した配置など、人材育成に対する配慮も散見された。

4.　有識者からの意見聴取

日本版 HLC に関し、精度を高めるため、GIS 上で表示される四角形の範囲と解釈について、及び掲載している歴史史料及び資料(**図-1** 参照)については、先行する分野の史料を追加する必要性が指摘された。また、歴史まちづくりの成果の還元先は、地域住民であり、地域住民主体の活動にすることの重要性が指摘された。合わせて、観光などの経済効果を見せることが取り組みに対しての説明として重要であり、基礎自治体の担当者に向けた資料とする際、歴史まちづくりに関連する法令や制度の連関や具体的な連携、何ができるかを示す重要性も、改めて指摘された。さらに、各種制度で保全・活用の行えるもの、及び手法により裾野を広げられることなど、具体的な提案があった。

5.　「歴まち」情報サイトの一部改修

「歴まち」情報サイト上で生じている不具合を修正し、更新の必要なデータを自治体から回収したうえで、同サイトに反映させた。

［成果の活用］

令和 6 年度は、令和 5 年度までの成果を活用し、補足調査と自治体職員の利用を想定した技術資料案の作成を行う予定である。

表-1　調査対象とした自治体の「歴史まちづくり」に関連する代表的な制度の運用実態一覧

	国の制定年			S50	H17	H29	S46	S46	S46,H18	H18	R2	R2	S32	
歴まち計画	自治体名称	歴まち計画区分	保存対策調査	重要伝統的建造物群保存地区	景観計画	屋外広告物条例	風致地区	高度地区	特別緑地保全地区	緑の基本計画	立地適正化計画	ウォーカブル推進都市	自然公園	独自条例等
認定済	伊豆の国※(静岡)	一期終了間近			●	●	●			●	●		●	
	名古屋(愛知)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
	鹿島(佐賀)		●	●	●	○				●	●		●	
	山鹿(熊本)	二期中	▲		●	○								
認定前	小樽(北海道)	認定意向有	○		●	●		●		●			●	●
	仙北(秋田)		●	●	●	○			●				●	
	廿日市※(広島)		●	●	●	●	●			●	●		●	
	岩国(山口)		●	○	●	●	●			●	●		●	

保存対策調査の○は国以外の調査、▲は所在の確認のみ。重要伝統的建造物群保存地区の○は重要文化的景観。自治体名称※は世界遺産の位置する自治体。屋外広告物条例の○は、市ではなくとも県レベルで同条例が制定されている場合。項目は、令和 5 年 9 月時点で自治体の公式サイト、及び「平成 9 年度伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討」を参照した。

表-2　調査対象とした自治体の「歴史まちづくり」のための普及啓発を目的とした取り組みの例

目的	対象	内容
普及啓発	地元の小中学生	無形文化財の解説、まちなみガイド、スケッチ大会、地元の酒造などへのインタビュー、歴史検定への取り組み、史蹟巡り、景観まちづくり学習、古地図を持っての町歩き、伝統芸能体験ワークショップと文化祭での披露、子供神楽への取り組み
	地元の一般	神楽共演大会、郷土史研究会、ガイド育成とガイドの実施、歴史的建造物巡り、パネル展開催、出前講座、見学会、伝統文化の体験、地域の歴史に関する講座開催、シンポジウム開催、高校生による英語ガイド、歴史的建造物の模型製作、スケッチ大会
	来訪者	案内板、パンフレット、所有者の歴史説明実施、映像資料の整備
継承者育成等	指定無	地元経済人による大学生のカフェ開設支援、全国まちなみゼミの開催、市の景観賞創設、地元のガイド育成、町並み研究や歴史的建造物の修理事業への関わりを促進、(成果として)地元の工務店への入社、市役所への入庁、所有者向けに防災訓練の実施、大学との包括連携協定締結

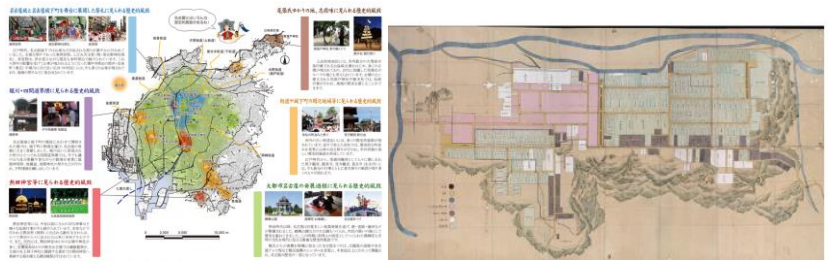

図-1　収集する資料の一例(左は名古屋市歴まち計画概要の一部、右はデジタルアーカイブ秋田県公文書館収蔵資料より角館(現仙北市)の古地図)